

新	旧
<p style="text-align: center;">既設幼稚園の学校法人化認可基準</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 学校教育法<b>附則第6条</b>の規定により、既に設置されている幼稚園に係る学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為の変更の認可については、関係法令に定めるもののほか、この認可基準の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この認可基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校法人 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。</p> <p>(2) 基本財産 学校法人の設置する学校に必要な施設(校地、校舎)及び設備(校具、教具) <b>又</b> はこれらに要する資金をいう。</p> <p>(3) 運用財産 学校法人の設置する学校の経営に必要な財産をいう。</p> <p>(4) 基準面積 幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)に定める面積をいう。</p> <p>(5) 年間経常経費 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)別表第2の支出の部に掲げる科目のうち、人件費(退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。)、教育研究経費(減価償却額を除く。)、管理経費(減価償却額を除く。)及び借入金等利息をいう。</p> <p>(基本財産)</p> <p>第3 学校法人は、幼稚園設置基準に適合する施設及び設備を基本財産として所有しなければならない。ただし、園地については、次の各号のいずれかに該当し、教育上支障がないことが確実に認められる場合は、借用とすることができる。</p> <p>(1) 学校法人の所有する園舎敷地及び運動場の面積が、基準面積の2分の1以上の場合。</p> <p>(2) 国<b>又</b> は地方公共団体からの借用であり、所有権を移転することが困難な場合。</p> <p>(3) 借用部分が旧設置者である宗教法人等の境内地その他であって、</p>	<p style="text-align: center;">既設幼稚園の学校法人化認可基準</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 学校教育法<b>第102条第1項</b>の規定により、既に設置されている幼稚園に係る学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為の変更の認可については、関係法令に定めるもののほか、この認可基準の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この認可基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校法人 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。</p> <p>(2) 基本財産 学校法人の設置する学校に必要な施設(校地、校舎)及び設備(校具、教具) <b>または</b> これらに要する資金をいう。</p> <p>(3) 運用財産 学校法人の設置する学校の経営に必要な財産をいう。</p> <p>(4) 基準面積 幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)に定める面積をいう。</p> <p>(5) 年間経常経費 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)別表第2の支出の部に掲げる科目のうち、人件費(退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。)、教育研究経費(減価償却額を除く。)、管理経費(減価償却額を除く。)及び借入金等利息をいう。</p> <p>(基本財産)</p> <p>第3 学校法人は、幼稚園設置基準に適合する施設及び設備を基本財産として所有しなければならない。ただし、園地については、次の各号のいずれかに該当し、教育上支障がないことが確実に認められる場合は、借用とすることができる。</p> <p>(1) 学校法人の所有する園舎敷地及び運動場の面積が、基準面積の2分の1以上の場合。</p> <p>(2) 国<b>または</b> 地方公共団体からの借用であり、所有権を移転することが困難な場合。</p> <p>(3) 借用部分が旧設置者である宗教法人等の境内地その他であって、</p>

所有権を移転することが宗教法人等の目的に照らし困難な場合。

(4) 借用部分が旧設置者当時の借用であり、学校法人が所有権を取得できないことについて、合理的な理由があると認められる場合。

2 前項ただし書きの規定により園地を借用とする場合は、園舎敷地については20年以上の**地上権又は賃借権を**

設定し、これを登記しなければならない(前項第2号に規定する場合を除く。)。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合で、長期にわたり安定して使用できることが確実と認められる場合には、登記に**代えて**公正証書の作成によることができる。

**3 第1項の規定にかかわらず園地若しくは園舎の自己所有が困難な場合又は園地の借用について第1項各号のいずれにも該当しない場合、教育上支障がないことが確実であり、かつ借用できないことについてやむを得ないと認められる特別の事情がある場合に限り、園地又は園舎それぞれの一部又は全部を借用(国又は地方公共団体からの借用に限らず、民間からの借用を含む。)することができる。**

**4 前項の規定により園地又は園舎を借用する場合は、第2項の規定を準用する。この場合、園舎を借用する場合、第2項中「地上権又は賃借権」とあるのは「賃借権」と読み替えるものとする。なお、自己所有の園舎に係る園舎敷地について、借地借家法の規定により借地契約が公正証書により交わされた場合は、当該園舎敷地に係る借地権の登記を省略することができる。**

**5 前4項の規定にかかわらず、長期にわたる使用保証が得られないが、学校等が目指す教育内容を実現するために、園地及び園舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合においては、教育活動が長期にわたり継続的に実施できることが確実と認められる場合に限り、これを認めることができる。**

**6** 学校法人は、当該法人が設置する幼稚園の施設に役員<sup>の</sup>住居等教育目的以外の目的に継続的に使用される施設を附置してはならない。  
(運用財産)

第4 学校法人は、当該法人が設置する幼稚園の適正な運営を図るため、運用財産を所有しなければならない。

2 前項の規定により学校法人が所有しなければならない運用財産の額は、年間経常経費の12分の1の額とする。

3 入園料等の学校法人の当該年度に係る諸活動に係る収入で、法人設立以前に収納されているものについては、全額を当該法人に引き継ぐものとす

所有権を移転することが宗教法人等の目的に照らし困難な場合。

(4) 借用部分が旧設置者当時の借用であり、学校法人が所有権を取得できないことについて、合理的な理由があると認められる場合。

2 前項ただし書きの規定により園地を借用とする場合は、園舎敷地については20年以上の**借地権**が、**その他の敷地については10年以上の登記された地上権または賃借権を設定**

しなければならない(前項第2号に規定する場合を除く。)。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合で、長期にわたり安定して使用できることが確実と認められる場合には、登記に**変えて**公正証書の作成によることができる。

**3** 学校法人は、当該法人が設置する幼稚園の施設に役員<sup>の</sup>住居等教育目的以外の目的に継続的に使用される施設を附置してはならない。  
(運用財産)

第4 学校法人は、当該法人が設置する幼稚園の適正な運営を図るため、運用財産を所有しなければならない。

2 前項の規定により学校法人が所有しなければならない運用財産の額は、年間経常経費の12分の1の額とする。

3 入園料等の学校法人の当該年度に係る諸活動に係る収入で、法人設立以前に収納されているものについては、全額を当該法人に引き継ぐものとす

第4 学校法人は、当該法人が設置する幼稚園の適正な運営を図るため、運用財産を所有しなければならない。

2 前項の規定により学校法人が所有しなければならない運用財産の額は、年間経常経費の12分の1の額とする。

3 入園料等の学校法人の当該年度に係る諸活動に係る収入で、法人設立以前に収納されているものについては、全額を当該法人に引き継ぐものとす

る。

(負債)

第5 旧設置者の負債については、学校法人に承継することを認めない。ただし、負債のうち、幼稚園の施設、設備の充実のために要したことが明確であり、かつ、適正な償還計画があり当事者間で負債の承継が合意されているものについては、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により負債の承継を認める額は、学校法人に対して寄附する財産の評価額の30%未満とし、かつ、負債の年間返済額が当該法人の帰属収入の20%以内の額とする。

3 第1項ただし書きの規定により承継を認められた負債については、その負債の範囲内において、園舎及び園地に抵当権を設定できるものとする。

(役員)

第6 学校法人の役員は、財産の寄附者又は特定の関係者のみをもって充てることなく、広く教育及び学校法人の管理に関し識見を有する者のうちから選任しなければならない。

2 宗教法人立幼稚園の学校法人化に当たっては、寄附行為で旧設置者である宗教法人の指名する者1人が理事となる旨の規定を設けることができるものとする。

(その他)

第7 財産の寄附者等が当該学校法人から受ける給与その他の金品は、当該法人と同種、同規模の法人のそれと比較し、著しく高額でないこと。

附 則

この認可基準は、平成2年4月1日から施行する。

**附 則**

**この認可基準は、平成29年3月28日から施行する。**

る。

(負債)

第5 旧設置者の負債については、学校法人に承継することを認めない。ただし、負債のうち、幼稚園の施設、設備の充実のために要したことが明確であり、かつ、適正な償還計画があり当事者間で負債の承継が合意されているものについては、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により負債の承継を認める額は、学校法人に対して寄附する財産の評価額の30%未満とし、かつ、負債の年間返済額が当該法人の帰属収入の20%以内の額とする。

3 第1項ただし書きの規定により承継を認められた負債については、その負債の範囲内において、園舎及び園地に抵当権を設定できるものとする。

(役員)

第6 学校法人の役員は、財産の寄附者または特定の関係者のみをもって充てることなく、広く教育及び学校法人の管理に関し識見を有する者のうちから選任しなければならない。

2 宗教法人立幼稚園の学校法人化に当たっては、寄附行為で旧設置者である宗教法人の指名する者1人が理事となる旨の規定を設けることができるものとする。

(その他)

第7 財産の寄附者等が当該学校法人から受ける給与その他の金品は、当該法人と同種、同規模の法人のそれと比較し、著しく高額でないこと。

附 則

この認可基準は、平成2年4月1日から施行する。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_